監査証拠・リスク対応プロジェクト–回答フォーム

2026 年8月

コメントの要請

監査証拠・リスク対応（AE&RR）プロジェクトの一環として公表された公開草案

回答者向け手引き

コメント募集期限は **2026 年 12 月 15 日**です。*本基準改訂案の最終化に向けたスケジュールにより、期限延長の依頼には対応できません。*

本フォームには、以下の公開草案（ED）に添付されている四つの説明文書（EM）において提示されている全ての質問が含まれています。

- 監査証拠・リスク対応プロジェクト全般（ED-AE&RR）
- 国際監査基準 ™（ISA）330（改訂）案「*評価したリスクに対応する監査人の手続*」（ED-330）
- ISA 500（改訂）案「*監査証拠*」（ED-500（2026 年））及び
- ISA 520（改訂）案「*分析的手続*」（ED-520）

回答フォームを使用することにより、利害関係者全員から寄せられる回答の構造の一貫性が確保され、これにより回答の適時かつ効果的な分析に大いに寄与します。

回答者は、全ての質問に回答することも、特定のコメントがある質問のみに回答することも可能です。回答は全て公式記録として扱われ、最終的に IAASB のウェブサイト上に掲載される予定です。

コメントの検討及び分析の一助とするため、

- 各質問について、まず、各質問の下にあるドロップダウンメニューから全般的な回答を示してください。指示に従って、以下に詳細なコメントを記入してください。
- コメントを記入する際、質問に直接回答し、
 - 回答の根拠を記入してください。公開草案における提案に同意しない場合には、同意しない具体的な理由に加えて、要求事項、適用指針又は付録に必要となり得る具体的な変更案（具体的な文言を含む。）を記入してください。提案に同意する場合、その旨を IAASB に知らせておくことが有益です。なぜなら、明示されていない場合、IAASB の提案への支持が常に推察できるとは限らないためです。
 - 回答が関係する公開草案の基準案、セクション、見出し又は項を具体的に示してください。
 - 回答に表やテキストボックスを挿入しないでください。

監査証拠・リスク対応プロジェクト–回答フォーム

2026 年8月

主な問題点の概要を記載した添え状を添付する必要はありません。本フォームには、回答者の詳細、人口統計情報及びその他の情報を記入する欄が含まれており、希望する場合は、公的な記録に残したいその他の意見を記載する機会があります。

記入済みの回答フォームは、**「コメントを送信」**リンクを使用してアップロードできます。

目次

回答者の詳細、人口統計情報及びその他の情報	3
パート A：ED-AE&RR に関する質問への回答	5
パート B：ED-330 に関する質問への回答	8
パート C：ED-500（2026 年）に関する質問への回答	12
パート D：ED-520 に関する質問への回答	15

回答者の詳細、人口統計情報及びその他の情報

組織名（個人で提出する場合は氏名）	
提出責任者の氏名（上記と同じ場合は空欄）	
提出に関する担当者の氏名（上記と同じ場合は空欄）	
担当者のメールアドレス	
公開草案に対するフィードバックを行う観点を最もよく表す地理的属性。最も適切な選択肢を選択してください。	クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
	「その他」の場合は、具体的に記入してください。
公開草案に対するフィードバックを行う観点を最もよく表す利害関係者グループ。最も適切な選択肢を選択してください。	クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
	「その他」の場合は、具体的に記入してください。
希望する場合は、回答者の組織又は回答者自身のいずれか該当する方に関する情報を記入できます。	

フィールド・テストに関する任意の情報

IAASB は、監査証拠・リスク対応プロジェクトの対象となる基準が、あらゆる規模及び複雑性の企業の財務諸表監査の中核を成す基礎的な性質を有することを認識しています。そのため、ED-330、ED-500（2026 年）及び ED-520 は、規模を問わず、全ての監査業務実施者及び監査法人にとって特に興味深いものである可能性が高いと思われます。したがって、IAASB は、提案のフィールド・テストを奨励するとともに、実施したフィールド・テストの結果を、これらの公開草案に対する回答の一部として IAASB と共有することを歓迎します。なお、本フォームの質問に回答するためにフィールド・テストを実施する必要はありません。

回答の根拠とするためにフィールド・テストを実施しましたか。
その場合、
(a) 特に重点を置いた分野を含め、実施したフィールド・テストについて簡潔に説明してください。
(b) 本回答フォームのどの質問が、フィールド・テストの結果を踏まえて回答されたか（「パート B、質問 5(a)及び(b)」又は「パート C、質問 4(a)」など）を示してください。

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
追加情報：
ここをクリック又はタップして入力してください。

その他の事項

IAASB は、回答者が全ての意見を質問に対するコメントに記入することを推奨します。本フォームの各**パート**には、回答者が各公開草案に関連して提起したいその他の事項に関する質問が含まれています。
しかしながら、希望する場合は、提出内容に関するさらなる意見又は追加の背景情報を以下の欄に記入できます。**これは任意です。**

パート A から D の質問への回答に含まれていない情報（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

パート A：ED-AE&RR に関する質問への回答

本セクションには、ED-AE&RR に添付されている説明文書における質問が含まれています。各質問について、まず、質問の下にあるドロップダウンリストから全般的な回答を選択してください。詳細なコメントがある場合は、指示に従って、質問の下にあるテキストボックスに記入してください。

全般的な質問

提案の公共の利益への対応

1. ED–330、ED–500（2026 年）及び ED–520 に反映されている提案事項が、本 EM の**補足事項**に示されている基準設定アクション（これらの基準設定アクションは、公共の利益フレームワークの関連する質的特性及びプロジェクト提案書に示されたプロジェクト目的に関連しています。）に適切に対応しているということに同意しますか。
基準案の導入により**生じ得る又は予想される影響**（プラス又はマイナス）に関する見解を回答の一部として記入してください。また、ED–330、ED–500（2026 年）及び ED–520 の説明文書における個々の質問に対する回答の一部として、かかる影響を強調することもできます。
*（ED–AE&RR の説明文書のセクション 1–A、1–B 及び**補足資料**参照。）*

全般的な回答　クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

職業的専門家としての懐疑心及び職業的専門家としての判断

2. ED-330、ED-500（2026 年）及び ED-520 の要求事項及び適用指針は、監査証拠の入手及び評価並びに ROMM への対応における職業的専門家としての懐疑心を適切に強化していますか。
（ED-AE&RR の説明文書のセクション 1-C 参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

具体的な質問-適合修正

3. ISQM 1 及び ISA 220（改訂）に対するテクノロジー関連の修正を支持しますか。特に、「自動化されたツール及び技法」という用語に代わるものとしての「テクノロジー・ツール」という用語、並びにテクノロジー・ツールの説明を支持するかどうかに関する意見をお聞かせください。
（ED-AE&RR の説明文書のセクション 1-D、第 60 項から第 65 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

4. 監査証拠の十分性及び適切性に関する全般的結論を、現行 ISA 330 の第 26 項から ISA 700（改訂）の 11A 項に再配置することに同意しますか。
（ED-AE&RR の説明文書のセクション 1-D、第 67 項から第 73 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

5. ISA 200 の A24 項に対する適合修正を支持しますか。
（ED-AE&RR の説明文書のセクション 1-D、第 74 項から第 78 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

その他の事項

6. ISQM 及び他の ISA に対する適合修正に関して、他に提起したい事項はありますか。ある場合には、コメントに関連する ISQM 又は ISA の要求事項若しくは適用指針又はテーマ若しくはトピックを明記してください。

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

一般事項

翻訳

7. 多くの回答者が最終基準を翻訳してそれぞれの環境に導入しようとしていることを踏まえ、翻訳上生じる可能性のある課題又は問題を特定していますか。 その場合、特定した問題点を説明し、コメントが関連する具体的な基準、要求事項、適用指針又は付録の項番号を明記してください。

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

適用日

8. 国内でのデュープロセスや翻訳の必要性を考慮し、IAASB は、改定基準案の承認予定日から少なくとも 18 か月後を基準の適用開始日とすることが適切であると考えています。これにより基準案の有効な導入を支援する十分な期間が確保されるということに同意しますか。同意しない場合、どのような提案をしますか。また、その理由を明記してください。 *（ED-AE&RR の説明文書のセクション 1-E、第 79 項から第 80 項参照。）*

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

パート B：ED-330 に関する質問への回答

本セクションには、ED-330 に添付されている説明文書における質問が含まれています。
各質問について、まず、質問の下にあるドロップダウンリストの項目から一つを選択し、全般的な回答を記入してください。詳細なコメントがある場合は、指示に従って、質問の下にあるテキストボックスに記入してください。

ISA 315（2019 年改訂）との整合性の強化

1．ED-330 に反映されている要求事項と適用指針に対する一連の改訂により、用語に関連する事項を含め、ISA 315（2019 年改訂）で取り上げられている概念や原則との整合性が向上した考えますか。
（ED-330 の説明文書のセクション 1-A、第 3 項から第 6 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

定義

2．以下の項目について、改訂された定義と新たな定義を支持しますか。
(a) 実証手続
（ED-330 の説明文書のセクション 1-B、第 7 項から第 10 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(b) 運用評価手続
（ED-330 の説明文書のセクション 1-B、第 11 項から第 12 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(c) 詳細テスト
（ED-330 の説明文書のセクション 1-B、第 13 項から第 17 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

リスクベース監査の概念の強化

3. 現行の ISA 330 の第 18 項（及び A43 項から A44 項までの関連する適用指針）を削除し、ISA 315（2019 年改訂）における強化された要求事項と適用指針に置き換えることを支持しますか。この事項への対応において本審議会が審議した選択肢に関して、意見があれば併せて回答してください（*ED-330* の説明文書の**セクション 1-C** の第 30 項から第 33 項参照）。
（ED-330 の説明文書のセクション 1-C、第 18 項から第 37 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

実証手続

4. 実証手続に関して、以下の点について支持しますか。
(a) ED-330 の第 9 項に規定されている実証手続の立案及び実施に関する新たな基本となる要求事項
（ED-330 の説明文書のセクション 1-D、第 38 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(b) 特別な検討を必要とするリスクに対する監査人のアプローチが実証手続のみから構成される場合、分析的実証手続だけでは、特別な検討を必要とするリスクに対応するための十分かつ適切な監査証拠を単独で提供するには不十分であることを理由として、当該手続には詳細テストを含めなければならないとする現行の ISA 330 のアプローチを維持すること。
（ED-330 の説明文書のセクション 1-D、第 39 項から第 44 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

運用評価手続

5. 運用評価手続に関して、ED-330 に記載されている以下の提案について、支持しますか。
(a) ED-330 第 16 項の条件付き要求事項に反映された原則。この原則によって、アサーション・レベルの ROMM に対応する上で運用評価手続のみ実施する可能性が明示されています。
(ED-330 の説明文書のセクション 1-E、第 49 項から第 56 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(b) 「運用評価手続のみ」のアプローチ（上記(a)参照）が適切な状況。これには、そのようなアプローチに関する規準（第 16(a)項及び(b)項、第 20 項、並びに関連する適用指針を参照）も含まれます。
(ED-330 の説明文書のセクション 1-E、第 49 項から第 56 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(c) 間接的な内部統制。これには、ED-330 の第 17 項における「内部統制」には、必要に応じて間接的な内部統制が既に含まれているという審議会の見解に加え、監査人の間接的な内部統制（GITC を含む）に対するアプローチを明確にするために追加された適用指針が含まれます。
(ED-330 の説明文書のセクション 1-E、第 57 項から第 61 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(d) 新技術が一貫した自動化された内部統制の運用に関する監査人の考慮事項に及ぼす潜在的な影響に対応する ED-330 の A59 項及び A62 項から A63 項の適用指針。
(ED-330 の説明文書のセクション 1-E、第 62 項から第 63 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

その他の事項

6.ED-330 に関して、他に提起したい事項はありますか。ある場合には、コメントに関連する要求事項や適用指針の項、テーマやトピックを明記してください。

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。

詳細コメント（ある場合）：

ここをクリック又はタップして入力してください。

パート C：ED-500（2026 年）に関する質問への回答

本セクションには、ED–500（2026 年）に添付されている説明文書における質問が含まれています。
各質問について、まず、質問の下にあるドロップダウンリストの項目から一つを選択し、全般的な回答を記入してください。詳細なコメントがある場合は、指示に従って、質問の下にあるテキストボックスに記入してください。

目的、範囲及び他の基準との関連

1．ED–500（2026 年）の目的及び範囲に関して、
(a) ED-500（2026 年）は、監査の全過程において監査証拠について判断する際に、原則主義に基づく適切な参照の枠組みを監査人に提供していますか。
（ED-500（2026 年）の説明文書のセクション 1-A 及び全体参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(b) 他の ISA との関係又は関連は明確かつ適切ですか。
（ED-500（2026 年）の説明文書のセクション 1-A 及び全体参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

定義

2．監査証拠の定義の改訂に関して、
(a) 改定後の定義を支持しますか。
（ED-500（2026 年）の説明文書のセクション 1-B、第 10 項から第 14 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(b) 改定後の定義と監査証拠の不整合に対応する要求事項との相互作用が適切であるということに同意しますか。
(ED-500（2026 年）の説明文書のセクション 1-E、第 57 項から第 62 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

3. ED–500（2026 年）の A10 項から A12 項の適用指針には、監査証拠の十分性、適切性及び形成される心証の程度の相互関係が適切に記載されていますか。
（ED–500（2026 年）の説明文書のセクション 1–B、第 15 項から第 20 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

監査証拠として利用することを意図した情報の適合性及び信頼性

4. 監査証拠として利用することを予定する情報の適合性及び信頼性を評価するための、ED–500（2026 年）における提案（要求事項及び適用指針）に関して、
(a) 第 11 項の要求事項は、具体的な状況に応じて、求められる作業の程度の違いに対応できる適用の柔軟性を有していることを含め、監査人による適切に強固な評価を支援するものになっていますか。
情報源（ED-500（2026 年）の A29 項から A33 項）及び監査証拠として利用することを予定する情報の信頼性の属性（ED-500（2026 年）の A4 項、A28 項及び A42 項から A54 項）に関する意見もご記入ください。
(ED-500（2026 年）の説明文書のセクション 1-D、第 34 項から第 36 項、第 38 項から第 42 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(b) 企業が作成した情報の正確性及び網羅性を監査人が必要な範囲で評価するアプローチを、ED-500（2026 年）の第 12 項に維持する IAASB の立場を支持しますか。
(ED-500（2026 年）の説明文書のセクション 1-D、第 34 項、第 43 から第 46 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(c) 前述の要求事項を基礎とし、監査証拠として利用することを予定する情報の信頼性を評価する際に、監査人が行うことが期待されている作業に関する規定、第 13 項の要求事項に同意しますか。
(ED-500（2026 年）の説明文書のセクション 1-D、第 34 項及び第 37 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(d) ED-500（2026 年）における文書化に関する具体的な要求事項を設けないという IAASB の立場を支持しますか。
(ED-500（2026 年）の説明文書のセクション 1-D、第 47 項から第 50 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

テクノロジー・ツールの利用に関する検討事項

5.監査人がテクノロジー・ツールを利用する際に、基準の原則に基づく要求事項がどのように適用されるかに関して指針を提供する適用指針を付録（ED–500（2026 年）の付録３）の形式で含める IAASB の立場を支持しますか。
(ED-500（2026 年）の説明文書のセクション 1-F、第 65 項から第 71 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

その他の事項

6.ED-500（2026 年）に関して、他に提起したい事項はありますか。ある場合には、コメントに関連する要求事項や適用指針の項、テーマやトピックについて明記してください。

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

パート D：ED-520 に関する質問への回答

本セクションには、ED–520 に添付されている説明文書における質問が含まれています。

各質問について、まず、質問の下にあるドロップダウンリストの項目から一つを選択し、全般的な回答を記入してください。詳細なコメントがある場合は、指示に従って、質問の下にあるテキストボックスに記入してください。

範囲及び目的

1．ED–520 の改訂後の範囲及び目的に同意しますか。
（ED-520 の説明文書のセクション 1-A、第 3 項から第 7 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

定義

2．定義に関連する ED–520 の提案、具体的には以下のものを支持しますか。
（a）分析的手続の改訂後の定義。
（ED-520 の説明文書のセクション 1-B、第 8 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

（b）分析的実証手続ではない分析的手続に関する ED-520 の A4 項における明確化。
（ED-520 の説明文書のセクション 1-B、第 9 項参照。）

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(c) 分析的実証手続を、監査の他の側面においてより広範に利用される分析的手続と差別化する特徴を、この定義が適切に盛り込んでいるかどうかを含め、分析的実証手続の定義の導入。
(ED-520 の説明文書のセクション 1-B、第 10 項から第 13 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

分析的実証手続

3.分析的実証手続に関して、以下の事項に関連する ED–520 における提案（要求事項及び適用指針）を支持しますか。
(a) 監査人の推定を行う際に利用される情報の信頼性の評価に関する ED-500（2026 年）との関連を含む、監査人の推定の精度水準。
(ED-520 の説明文書のセクション 1-C、第 15 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(b) 追加的調査なしに許容できる推定金額との差異の金額を決定する基準値。
(ED-520 の説明文書のセクション 1-C、第 16 項から第 18 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

(c) 分析的実証手続の結果の調査。
(ED-520 の説明文書のセクション 1-C、第 19 項から第 22 項参照。)

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。
詳細コメント（ある場合）：
ここをクリック又はタップして入力してください。

その他の事項

4.ED-520 に関して、他に提起したい事項はありますか。ある場合には、コメントに関連する要求事項や適用指針の項、テーマやトピックについて明記してください。

全般的な回答： クリックしてドロップダウンメニューから選択してください。

詳細コメント（ある場合）：

ここをクリック又はタップして入力してください。

本書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）のスタッフにより作成されたものである。本書は、IAASB による正式な見解を構成するものではなく、国際監査基準（ISA）を始めとした IAASB が定める国際基準を修正、拡大したり、又はそれらに優先するものではない。

IAASB の目的は、高品質の監査、保証及びその他の関連業務の基準を設定し、国内外の監査及び保証基準の収斂を促進することにより公共の利益に資することであり、それにより、世界中の業務の質と一貫性を高め、グローバルな監査及び保証業務の専門職に対する信頼を強化することにある。

IAASB は、IAASB の活動を監視する公益監視委員会並びに基準及び指針の策定において公共の利益の観点から意見を提供する IESBA・IAASB ステークホルダー諮問委員会が関与する共通の基準設定プロセスに基づき、監査及び保証基準及び指針を策定している。

IAASB 及び IESBA のコンテンツの翻訳又は複製に関する申請は、知的財産及びサービス契約に基づき、国際会計士連盟（IFAC）が管理している。本書又はその他の出版物の複製若しくは翻訳の許可、又は知的財産に関する情報については、許可申請ページにアクセスするか、Permissions@ifac.org まで問い合わせること。

IAASB®、国際倫理・監査財団™（IFEA™）及び国際会計士連盟®（IFAC®）は、本公表物の内容に依拠して行動する、又は行動を控える者に生じた損失について、その損失が過失によるものであるか否かにかかわらず、責任を負わない。

2026 年８月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された「監査証拠及びリスク対応プロジェクトの公開草案：ISA 330, ISA 500 & ISA 520（2026 年８月）」は、2026 年 11 月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。「監査証拠及びリスク対応プロジェクトの公開草案：ISA 330, ISA 500 & ISA 520（2026 年８月）」の翻訳のための手続は、IFAC により検討されており、当該翻訳は、IFAC のポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Proposed Revisions for Audit Evidence & Risk Response: ISA 330, ISA 500 & ISA 520 (August 2026)の英語文© 2026 年８月 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「監査証拠及びリスク対応プロジェクトの公開草案：ISA 330, ISA 500 & ISA 520（2026 年８月）」の日本語文© 2026 年 11 月国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。IFAC が明示的に許可する場合を除き、人工知能（AI）、機械学習、その他これらに類似する技術に関連して本資料を使用する権利は一切付与されない。

原題：Proposed Revisions for Audit Evidence & Risk Response: ISA 330, ISA 500 & ISA 520 (August 2026)

本翻訳の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、Permissions@ifac.org へ問合せの上、許可を得なくてはならない。